

平成31年 3 月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成31年	3 月 20 日	開会
平成31年	3 月 20 日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第2号

平成31年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年3月6日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成31年3月20日（水）午後1時

2 場 所 宮古市役所議場

平成 3 1 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

平成 3 1 年 3 月 2 0 日（水曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施策大綱説明
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 3 1 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 3 0 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 陳情第 1 号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情

出席議員（１２名）

1 番	合 砂	丈 司 君	2 番	木 村	誠 君
4 番	黒 沢	一 成 君	5 番	伊 藤	清 君
6 番	高 橋	秀 正 君	7 番	畠 山	昌 典 君
8 番	畠 山	拓 雄 君	9 番	落 合	久 三 君
10 番	尾 形	英 明 君	11 番	阿 部	吉 衛 君
12 番	菊 地	大 君	13 番	藤 原	光 昭 君

欠席議員（１名）

3 番 八重樫 龍 介 君

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長	山 本 正 徳 君
副 管 理 者 宮 古 市 副 市 長	佐 藤 廣 昭 君
事 務 局 長	鈴 木 登 志 美 君
総 務 課 長	山 本 克 明 君
施 設 課 長	田 中 晋 君
施 設 課 主 幹	坂 本 好 治 君
消 防 長	沢 田 達 雄 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	上 沢 隆 君
総 務 課 長	畠 山 毅 君
指 令 課 長	和 山 勝 富 君
宮 古 消 防 署 長	小 林 達 広 君
山 田 消 防 署 長	中 村 光 宏 君
岩 泉 消 防 署 長	福 士 勝 君

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成31年 3 月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（藤原光昭君） 諸報告を行います。

宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第 9 項及び地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により、平成30年度定期監査及び平成30年度一般会計の 9 月、10月、11月、12月、1 月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤原光昭君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、5 番、伊藤清君、6 番、高橋秀正君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（藤原光昭君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

◎施策大綱説明

- 議長（藤原光昭君） 日程第 3、施策大綱説明について、管理者の説明を求めます。

管理者、山本宮古市長。

- 管理者（山本正徳君） 平成31年 3 月宮古地区広域行政組合議会定例会の開会に当たり、平成31年度当初予算に伴う施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに宮古圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

東日本大震災の発生から 8 年、そして平成28年台風第10号豪雨災害から 2 年半が経過をいたしました。宮古市を初め構成市町村の復旧・復興の取り組みは着実に進んできており、復興への進展が目に見える形となってきました。今後も、各種の復興事業のさらなる加速化に向けて敢為邁進いたします。

構成市町村におかれましては、平成31年度も引き続き震災等からの復興の確実な実行を図るため、財源について重点的に配分しなければならない状況となっております。

当組合といたしましても、宮古圏域の共同処理事業について、構成市町村及び関係団

体と連携・協力し、積極的に取り組んでまいります。また、事務事業の内容を精査し、経費の節減に努めながら、効率的かつ的確な運営となるよう努めてまいり所存であります。

それでは、宮古圏域の今後を見据えつつ、平成31年度、当組合の共同処理事業を実施するに当たり、重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。

最初に、一般廃棄物処理事務について申し上げます。

組合では、資源循環型社会の形成に向け、構成市町村と連携を図り、推進施策の普及・促進に取り組んでおりますとともに、環境負荷の低減と処理コストを意識した施設の管理運営に努めております。

初めに、資源循環型社会の形成に向けた取り組みについて申し上げます。

現在、平成37年度を最終年度とすごみ処理基本計画に基づき、平成32年度までにごみの排出量を震災前の水準まで向上させることを目標として、普及啓発事業やごみの減量化・資源化に関する促進事業に取り組んでおるところであります。

平成31年度も、引き続き構成市町村と連携を図り、目標達成に向けた施策を推進してまいります。

次に、一般廃棄物処理施設の適正な管理運営に向けた取り組みについて申し上げます。

国は一般廃棄物処理施設の重点的・効果的かつ効率的な整備の方針として、施設の長寿命化の促進や地球温暖化防止に関する配慮などを掲げております。組合ではこうした国の動向を踏まえ、施設の建設から解体までの生涯コスト、いわゆるライフサイクルコストの低減に向けた具体的な計画として、長寿命化計画を施設ごとに策定し、施設の延命化と計画的な保全措置による施設性能の維持に努めておるところであります。

今後は、計画に対するフォローアップ体制の充実を図り、中長期的視点に立った安定的かつ効率的な施設運営に努めてまいります。

続いて、消防事務について申し上げます。

消防事務は、住民の生命、身体、財産を守るという根源的な行政サービスであることから、より一層安全で安心な生活を望む住民の期待に応えるため、住民ニーズや社会環境の変化に伴う諸課題に適切に対応してまいります。

初めに、救急業務の高度化について申し上げます。

当組合の救急件数は年々増加しており、昨年も過去最多を更新し、増加する救急需要への対応は喫緊の課題となっております。引き続き、救急救命士の搭乗率100%を目標に救急救命士を養成するとともに、医療機関との連携による救急救命体制の充実強化を図ってまいります。

また、住民をはじめ、事業所や学校などに対して応急手当の知識と技術を広く普及させるなど、地域全体で救命率の向上に取り組んでまいります。

次に、火災予防行政の推進について申し上げます。

住宅用火災警報器の設置率向上とあわせて、設置の義務化から10年が経過したことを踏まえ、住宅用火災警報器の維持管理の徹底、防災品の普及・促進など、総合的な住宅防火対策を推進してまいります。

また、防火対象物及び危険物施設における火災や事故を未然に防止するため、関係事

務所などと連携して安全対策に万全を期してまいります。

次に、人材育成の充実について申し上げます。

今後とも消防機関が高度な災害対応を実施し、地域における防災活動において中心的な役割を担っていくためには、人材育成の充実による質の確保を図っていく必要があります。このため、消防大学校や岩手県消防学校、医療機関などでの訓練や研修に積極的に参加し、職員の資質の向上を図ってまいります。

次に、消防施設整備について申し上げます。

施設整備計画に基づき、拠点施設の安全性、信頼性の確保を図るため、宮古消防署庁舎の修繕及び新里分署庁舎移転に伴う関連工事を実施してまいります。また、消防車両につきましても、各種消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、小型動力ポンプを更新整備し、消防活動の充実・強化を図ってまいります。

以上、平成31年度の宮古地区広域行政組合の施策の大綱を申し上げます。

ただいま申し上げます施策の大綱を踏まえ、構成市町村の厳しい財政状況の中、行財政運営の簡素化、効率化を図りながら、平成31年度の事務事業を計上いたしました。平成31年度の一般会計当初予算額は31億2,858万8,000円となり、前年度に比較して2億276万1,000円、6.9%の増となったところであります。

宮古地区広域行政組合の管理者として、共同処理事業の責務を担うに当たり、予算の効率的な執行に配慮しながら、行政サービスの一層の向上のため、鋭意取り組んでまいります。

議員各位のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成31年度予算案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第1号 平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（藤原光昭君） 日程第4、議案第1号 平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） 平成31年度予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号 平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,858万8,000円と定めるものとでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為事項とその期間及び限度額を3ページの第2表債務負担行為のとおりとするものとでございます。

第3条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものとでございます。

第4条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用について定めるものとでございます。

平成31年3月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費は、議会運営に要する経費で、1 節報酬から13 節委託料まで合計247万8,000円の計上でございます。主なものは、議員報酬及び旅費でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、職員人件費など事務局の業務全般に要する経費で、1 節報酬から次の12ページ、13ページにかけてとなります19節負担金補助及び交付金までの合計8,877万円の計上でございます。

2 目公平委員会費は、県への事務委託料で5万2,000円の計上でございます。

2 項監査委員費、1 目監査委員費は、1 節報酬から12節役務費まで合計38万円の計上でございます。主なものは、委員報酬及び旅費でございます。

3 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目環境衛生費は、旧食肉処理センターの建物に係る保険料1万円を計上するものでございます。

2 項清掃費、1 目清掃総務費は、11節需用費及び13節委託料の合計1億6,179万6,000円の計上でございます。主なものは、構成町村のごみ収集に要する経費でございます。

2 目ごみ焼却施設費は、職員人件費など、ごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から次の14ページ、15ページとなります27節公課費までの合計3億6,080万8,000円の計上でございます。予算の増額の主な理由は、燃料単価の高騰による燃料費及び光熱水費の増及び施設運転管理委託に係る設計見直しによる委託料の増加によるものでございます。

3 目埋立処分地施設費は、職員人件費、最終処分場の管理運営に要する経費で、2 節給料から次の16ページ、17ページとなります27節公課費までの合計1億8,168万3,000円の計上でございます。予算の増額の主な理由は、施設整備計画に基づく自走式破碎機の備品購入によるものでございます。なお、13節委託料、放射性セシウム濃度分析業務委託料には、特定財源として国庫支出金、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金45万を充当するものでございます。

4 目し尿処理施設費は、職員人件費など、し尿処理施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から27節公課費までの合計2億608万4,000円の計上でございます。予算の増額の主な理由は、施設の施設整備計画に基づく取水井戸ポンプ等の修繕などによる11節需用費の増加でございます。

5 目污泥混焼施設費は1,071万6,000円の計上でございます。11節需用費から13節委託料まで施設の管理運営に要する経費でございます。

6 目リサイクル施設費は、2 節給料から次の18ページ、19ページとなります27節公課費までの合計8,581万8,000円の計上で、職員人件費などリサイクル施設の管理運営に要する経費でございます。

括弧書きの災害ごみ処理事業費は、事業終了に伴い廃目とするものでございます。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は、消防職員の人件費、消防救急業務等に要する経費で、2 節給料から次の20ページ、21ページとなります27節公課費までの合計

17億6,373万1,000円の計上でございます。予算の増額の主な理由は、職員人件費の増加によるものでございます。特定財源として、県支出金、岩手県防災航空隊への職員派遣に伴う派遣職員人件費負担金935万5,000円を充当するものでございます。

2目消防施設費は、11節需用費から18節備品購入費までの合計2億3,610万円の計上でございます。予算の増額の主な理由は、施設整備に基づく宮古消防署新里分署の移転に係る庁舎外構工事、移転後の分署解体工事設計業務委託料のほか、備品購入費におきましては高規格救急自動車、化学消防ポンプ自動車の購入などに要する経費でございます。なお、山田消防署に配備予定の水槽付消防ポンプ自動車購入には、特定財源として国庫支出金、緊急消防援助隊整備費補助金890万円を充当するものです。

5款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費及び次の22ページ、23ページの2項その他公共公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費は整理科目でございます。

6款公債費、1項公債費、1目元金2,604万5,000円及び2目利子211万5,000円の計上は、長期債元金及び利子の償還を計上するものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費は、前年度と同額の200万円を計上するものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、6ページ、7ページにお戻り願います。

なお、歳出でご説明いたしました特定財源につきましては、説明を省略させていただきます。

2、歳入。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は30億2,550万1,000円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。1節総務9,298万7,000円、2節衛生9億5,044万円、3節消防19億8,207万4,000円の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は、収入見込みにより土地等使用料13万円の計上でございます。

2項手数料、1目衛生手数料は、収入見込みにより処理業許可、ごみ処理及びし尿処理の手数料について、合計5,238万2,000円の計上でございます。

2目消防手数料は、収入見込みにより危険物取扱許可及び諸証明の手数料について、合計100万5,000円の計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金から次の8ページ、9ページの4款県支出金、1項県負担金までは、歳出の特定財源でご説明いたしましたので省略いたします。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入は、敷地貸付料で36万円の計上でございます。

2項財産売払収入、1目物品売払収入は整理科目でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は整理科目でございます。

7款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子は、収入見込みにより5,000円の計上でございます。

2項雑入、1目雑入は、収入見込みにより、資源物売払代金など3,049万8,000円の計上でございます。

以上、歳入歳出それぞれ31億2,858万8,000円の計上で、前年度と比較をいたしまして、歳入歳出それぞれ2億276万1,000円の増額でございます。

附表といたしまして、24ページから27ページまで給与費明細書、28ページ上段に債務負担行為で翌年度以降の支出予定額等に関する調書を、下段に地方債に関する調書を添付しております。

以上が平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。質疑のある方は、予算書もしくは説明資料のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いをいたします。

質疑ございませんか。

高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 今、立派な大綱を耳を澄まして聞いておりました。経費の節減に努める、施設においては環境負荷を低減し、コスト意識を考えた管理運営に努める、長寿命化計画を策定して施設の延命を図ると。最後には、財政が揺るがないように簡素化、効率化を図るということであっているわけなんです、私が市長にお願いがあるのは、先ほど聞いたところ、小山田の山には166億円の施設があるよと、現在あるということなんです、この予算書を見ると、そうすれば総務管理費、清掃費、埋立処分、し尿、混焼リサイクルと、この中の需用費の中に全部修繕料が入っているわけです。これ予算とらないと修繕できないという、当たり前な話なんですが、こういう大きい施設を持っているということは、もう突発的な修繕費というのがかかるときもあるということなんで、修繕引当金みたいにそういうものの原資を持っていなければ安心して運転管理できないと思うんです。

言ってみれば下水道でも水道でもそうなんです、修繕引当というのを持っていて、モーターが壊れた、ポンプが壊れたといっても、すぐそこから応急のお金を発生させて手当てするという会計をとっているんですが、財政当局へ聞くと、広域でもそれはやれないわけではないということなんで、ぜひ手持ちの金を持っているようなことにして事業運営に当たることが、この経費の削減から始まって管理運営効率化を図ることができるんじゃないかと。要するに、そのまま置いておけば3ヶ月後、4ヶ月後、あるいは1年先に直す予算をとったと。それでは遅いということで、即対応できるような、そういう予算の組み方をしていただきたいと思いますが、見解は。

○議長（藤原光昭君） 山本管理者。

○管理者（山本正徳君） 今、高橋議員のほうからご提言いただきましたので、この件につきましては構成市町村とよく話し合っ、そして対応できるのかどうか含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（藤原光昭君） 高橋議員。

○6番（高橋秀正君）　お願いをいたします。実は私、水道、下水道を経験してきたわけなんです、やっぱり資産のせめて3％は持っていないとだめなんです。するとこれは、3％ということは約5億持っていないと。これを積めるか積めないかわからないけれども、分担金余れば全部返しているわけだ。返さないで積んでおく手もあるんじゃないかと。その辺も含めて、宮古市だけでないんですが、他の市町村とよりよい施設管理ができ、施設を延命させるようにするために協議していただきたいということです。

○議長（藤原光昭君）　そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君）　ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君）　異議なしと認めます。

よって、議案第1号　平成31年度宮古地区広域行政組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

平成 3 1 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

平成 3 1 年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 1 2 8, 5 8 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位・千円)	
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金 額
款			
1	分担金及び負担金		3,025,501
		1 負担金	3,025,501
2	使用料及び手数料		53,517
		1 使用料	130
		2 手数料	53,387
3	国庫支出金		9,350
		1 国庫補助金	9,350
4	県支出金		9,355
		1 県負担金	9,355
5	財産収入		361
		1 財産運用収入	360
		2 財産売却収入	1
6	繰越金		1
		1 繰越金	1
7	諸収入		30,503
		1 組合預金利子	5
		2 雑入	30,498
** 歳 入 合 計 **			3,128,588

歳 出		(単位・千円)	
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金 額
款			
1	議会費		2,478
		1 議会費	2,478
2	総務費		89,202
		1 総務管理費	88,822
		2 監査委員費	380
3	衛生費		1,006,915
		1 保健衛生費	10
		2 清掃費	1,006,905
4	消防費		1,999,831
		1 消防費	1,999,831
5	災害復旧費		2
		1 厚生労働施設災害復旧費	1
		2 その他公共・公用施設災害復旧費	1
6	公債費		28,160
		1 公債費	28,160
7	予備費		2,000
		1 予備費	2,000
** 歳 出 合 計 **			3,128,588

◎議案第2号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（藤原光昭君） 日程第5、議案第2号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長、どうぞ。

○事務局長（鈴木登志美君） 議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,204万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,531万7,000円とするものでございます。

平成31年3月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますので、2-6ページ、2-7ページをお開き願います。

2、歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費46万5,000円の減額は、議員研修及び会議録作成事業の実績見込みによるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費112万4,000円の減額は、研修旅費及び11節需用費の実績見込みによるものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費684万1,000円の減額は、11節需用費及び13節委託料、18節の備品購入費について、施設運営の費用の実績見込み及び事業の確定により補正するものでございます。

3目埋立処分地施設費144万5,000円の減額は、13節委託料の事業の確定により補正するものでございます。

4目し尿処理施設費388万6,000円の減額及び5目汚泥混焼施設費207万7,000円の減額でございますが、各目の11節需用費、12節役務費及び13節委託料、これらにつきましては、両施設の運営に要する費用の実績見込みにより補正するものでございます。

2-8ページ、2-9ページをお開き願います。

6目リサイクル施設費127万3,000円の減額は、8節報償費、11節需用費、12節役務費及び13節委託料の施設運営の費用の実績見込み及び事業の確定により補正するものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費326万1,000円の減額は、13節委託料を実績見込みにより、18節備品購入費及び19節負担金補助及び交付金は、事業の確定により補正するものでございます。

2目消防施設費167万4,000円の減額は、15節工事請負費を事業の確定により補正するものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、2-4ページ、5ページにお戻り願います。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金4,315万1,000円の減額は、1 節総務158万9,000円、2 節衛生2,709万7,000円、3 節消防1,446万5,000円をそれぞれ減額するもので、歳入のほかの科目の補正額及び歳出補正額に基づき調整し、補正するものでございます。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目衛生手数料56万1,000円、2 目消防手数料10万7,000円の増額は、いずれも収入見込みによるものでございます。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目消防費県負担金 5 万2,000円は、岩手県防災航空隊派遣職員の人件費で、実績見込みによるものでございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入2,038万5,000円の増額は、東京電力株式会社賠償金の賠償額の確定及び岩泉町派遣職員の人件費の実績見込み並びに資源物売却代金の収入見込みにより計上するものでございます。

以上が平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号

平成 3 0 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

平成 3 0 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 2, 0 4 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 0 5 5, 3 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,722,800	△43,151	2,679,649
	1 負担金	2,722,800	△43,151	2,679,649
2 使用料及び手数料		55,550	668	56,218
	2 手数料	55,071	668	55,739
4 県支出金		9,248	52	9,300
	1 県負担金	9,248	52	9,300
7 諸収入		46,124	20,385	66,509
	2 雑入	46,114	20,385	66,499
補正されなかった款項にかかる額		243,641		243,641
** 歳 入 合 計 **		3,077,363	△22,046	3,055,317

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,423	△465	1,958
	1 議会費	2,423	△465	1,958
2 総務費		256,868	△1,124	255,744
	1 総務管理費	256,498	△1,124	255,374
3 衛生費		878,611	△15,522	863,089
	2 清掃費	878,601	△15,522	863,079
4 消防費		1,900,875	△4,935	1,895,940
	1 消防費	1,900,875	△4,935	1,895,940
補正されなかった款項にかかる額		38,586		38,586
** 歳 出 合 計 **		3,077,363	△22,046	3,055,317

◎議案第３号 宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約
を定める条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第６、議案第３号 宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） 議案集の３－１ページをお開き願います。

議案第３号 宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に、一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務委託契約の条項を追加するものでございます。

原案の朗読は省略させていただきます。

平成31年３月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、長期継続契約を締結することができる契約を追加しようとするものである。これがこの条例案を提出する理由である。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第３号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第３号 宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第７、議案第４号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

沢田消防長。

○消防長（沢田達雄君） 議案集４－１ページをお開き願います。

議案第４号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、防火対象物の利用者等の防火安全に対する意識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図るため、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表するため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文ごとにご説明いたします。

第47条の２として新たな規定を設け、消防長は防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令の規定に違反する場合には、防火対象物を利用する者の防火安全性の判断に資するため、違反している旨を公表することができることを定めるものでございます。

第47条の２第２項は、消防長は違反の公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者に通知することを定めるものでございます。

第47条の２第３項は、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、管理者が規則で定めることを定めるものでございます。

附則につきましては、本条例の公布後に十分な周知期間を確保するため、施行期日を平成32年４月１日と定めるものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成31年３月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表しようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第４号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

黒沢議員。

○４番（黒沢一成君） 施行が１年後からなんですけれども、現時点でこの条例に引っかかりそうな対象物はあるのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 沢田消防長。

○消防長（沢田達雄君） 現在、宮古広域においては３件ございますが、それでも内容的には従来より早く設置するようということで指導しておりますので、この１年をかけて設置するよう努めることにしております。この施行された時点ではゼロというふうにしたいと考えております。

○４番（黒沢一成君） わかりました。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑を終結いたします。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情

○議長（藤原光昭君） 日程第8、陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情を議題といたします。

本件について、し尿汲取料金適正化検討特別委員会委員長の報告を求めます。

落合委員長。

○し尿汲取料金適正化検討特別委員会委員長（落合久三君） 平成30年10月26日に開催された平成30年10月議会において、当委員会に付託された陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情につきましては、し尿汲取料金適正化検討特別委員会を設置し、継続審査といたしました。その後、平成30年12月27日、平成31年1月22日、平成31年2月8日にし尿汲取料金適正化検討特別委員会を開催し、陳情提出者及び事務局員等の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。審査結果は、お手元に配付されております報告書写しのとおり、採択すべきものと決定いたしました。

陳情の内容は、平成20年4月にし尿汲取料金を改定してから10年が経過しており、この間経営の合理化と近代化を図りながら業務の運営を行ってまいりましたが、労働条件の改善に伴う諸経費、車両価格のほか車両修繕費、資材費、燃料費などの高騰、法定福利費の引き上げ等により経営が困難となっていることから、し尿汲取料金の改正を要望するものであります。

これらにつき、当委員会ではこれまでの料金改定の経緯、し尿搬入量の推移、料金単価の推移、車両購入価格の推移、業者の財務状況、県内のし尿汲取料金の比較などの観点から審査を行ってまいりました。

その結果、10年前に比べ、人件費、燃料費及び車両費などの経費が増加していること、震災後、復興事業の推進などにより一時的に増加した汲取需要が人口減少や下水道の普及などにより減少し、今後同様傾向での推移が見込まれることなど、経営を取り巻く状況が厳しくなっていることを総合的に勘案し、し尿汲取料金の適正化については全会一致で採択すべきものと決定したものであります。

なお、審査の過程で各委員から、し尿汲取料金の見直しについては県内の汲取料金の動向も勘案し、継続して調査する必要があること、今後し尿の減少に伴い、料金改定だけでは安定した収集体制の確保が難しい場合も想定されることから、さまざまな状況も視野に入れた方策の検討も必要であり、構成市町村及び組合が一体となり取り組んでい

く必要があるとの意見が出されました。

このことから、当局におかれましては、引き続き県内のし尿汲取料金の動向、労働条件の改善に伴う諸経費、車両価格のほか資材費を初めとした物価の状況など資料収集に努めるほか、将来に向けてし尿の安定した収集体制の確保が図られるよう要望して委員長報告といたします。

○議長（藤原光昭君） 報告が終わりました。

これより陳情第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 特別委員会ご苦労さまです。

採択すべきものというお話でした。けれども、私はこの料金適正化検討特別委員会をつくって審議するというのには反対をいたしました。なぜならというのは、言ってみれば我々にはこの権限がないと。権限があるのは市長だけだと。予算持っている市長が権限あるんだということで、この採択すべきものとしたのはどう相手に伝えるのか、あるいは予算上どうなっているのかというのを聞きたいんですが、まずよろしくお願いします。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○し尿汲取料金適正化検討特別委員会委員長（落合久三君） 委員長報告に対する質疑で、高橋議員から委員長報告に対しての質問だというふうに受けとめましたので、私のほうから必要な範囲に限って意見を述べます。

高橋議員はこの陳情書が出されたときも同様の主張を行いましたが、非常に見当違いな意見だと思います。要するに、議会に権限がないと。汲取料金を決めるのは当局であって議会ではないと、そういう権限は議会には与えられていないという主張を前回も行い、今回も行いました。それは全くの見当違いだと思います。そういうことが許されるとすれば、国会も含めて、そもそも議会にこうした陳情、請願は出せなくなるという結論しか導き出されません。それは間違いであります。

請願権というのは誰にでも与えられているものであり、その請願権に基づいて団体、個人が議会に陳情並びに請願を出してきた場合に、今回の宮古の場合にはあの本会議で特別委員会が設置を全会一致でされております。その付託に応えるために、先ほど申し述べたような経過で、都合3回にわたって時間をとって議論をして、先ほど述べたような結論を出した。問題は、あとはそれを、議会のそうした総意を受けて、当局が、参与会がどのような予算措置を検討するかは、これは当局の権限であります。そこまで言えばわかると思うんですが。

○議長（藤原光昭君） 高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 請願は誰でも出せる、そのとおりでございますが、権限がないものについては、その請願書を権限があるところに送付し、議長がそれを受け取って相手に伝えるというのがスタイルだと思います。そして、この採択したのを相手に丸投げするのではなく、やっぱり議会は二元制なんですから、権限持っているところをちゃんと分けなければならない。私はそういう主張であります。

○議長（藤原光昭君） 落合委員長。

○し尿汲取料金適正化検討特別委員会委員長（落合久三君） 高橋議員は自説を述べるのはいいですが、議会にこうした請願、陳情を審査する権限がないという根拠を示してもらいたい。それが合理性があつて、条文上もそうだというのであれば別ですが、高橋議員の意見は全く見当違いだと思います。

○議長（藤原光昭君） 高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 最後にしますが、これを採択するよ、すべきものと決定したよ、それが予算にどうあらわれているんですかと、我々はあらわすことができないでしょうということです。それだけ。終わり。

○議長（藤原光昭君） 落合委員長。

○し尿汲取料金適正化検討特別委員会委員長（落合久三君） ちゃんと話を聞いてください。

議会が請願権に基づいて出された請願、陳情を議論して、採択すべきものと決定をした。問題は、あとは当局が、参与会が議会のそういう総意、別の言葉で言えば請願者、陳情者の総意をどう判断して、予算措置をとるのかとらないのかも含めて、また採択した中身を採用すると仮定して、どのぐらいの割合で公共料金である汲取料を上げるかどうか、そういう権限は議会にあるのではなくて当局のものだというのが、高橋議員が言わんとするところであります。

したがって、議会に権限がないというのはお認めになったようですが、それは、権限は議会には問わなくて予算がどういうふうに示されるかというのは今後の問題であつて、今日、今その前提になる陳情書の採択を議題にしているわけですから、その意味でも見当違いであります。

○議長（藤原光昭君） これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

直ちにお諮りいたします。

本案に対する委員長報告は採決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成31年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時01分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 藤 原 光 昭

署 名 議 員 伊 藤 清

署 名 議 員 高 橋 秀 正